

ロシア語通訳協会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会はロシア語通訳協会と称する。

ロシア語名称は/Ассоциация переводчиков-русистов/ とし、**АПР と略称する。**

第2条 (性格)

本会はロシア語の通訳・翻訳に携わる者、それを目指す者、ならびに本会の趣旨に賛同する者の集まりである。

第3条 (目的)

本会は次の各号を目的とする。

- 1) 通訳および翻訳技能の向上。
- 2) 通訳者および翻訳者どうしの経験の交流および情報の交換。
- 3) 通訳者および翻訳者の社会的地位および労働条件の向上。
- 4) 会員相互の親睦。

第4条 (設立・活動)

本会は 1980年8月30日を設立日とする。

本会はその目的達成のため、シンポジウム・学習会などの開催、教材・資料の作成、会報発行などの活動をおこなう。会報及びホームページは協会および会員の活動を会員に広く知らせ、技能向上の目的にそった情報を提供する。

第2章 会員

第5条 (入会)

本会の性格と目的に賛同して入会を希望する者は、会員2名以上の推薦により、所定の手続きを経て、役員会の承認を得て会員となる。

第6条 (通信会員)

本会に通信会員をおく。通信会員の権利・義務については別途定める。

第7条 (退会)

退会しようとする者は退会時までの会費を納入した上、退会届を事務局に提出するものとする。また会費を3年以上滞納した会員は退会したものとみなす。

第8条 (会員の義務)

会員は本規約を遵守しなければならない。会員は協会の名簿を外部に公開してはならず、また営利目的のために利用してはならない。会員は会費を納める。新入会員は入会金を納める。通信会員は通信会費を納める。これらの額は別途定める。

第9条（休会）

会員が海外勤務、海外留学などの事由により、事務局にその旨届け出た場合は休会の扱いを受ける。休会の期間中は会費の支払いを免除される。

第3章 会の運営組織

第10条（機関）

本会に次の機関をおく。

総会、役員会、監査役

事務局は、東京都中央区新川1丁目11番地8号におく。

第11条（総会）

総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立する。総会の議決は出席会員の過半数によって成立する。総会の議長は、総会の冒頭に出席会員の中から選出される。

総会は次の各号を審議し、議決する。

- 1) 前年度の活動報告。
- 2) 前年度の会計報告、監査報告およびそれらの承認。
- 3) 新年度の活動計画の承認。
- 4) 新年度の予算の承認。
- 5) 会長、副会長、事務局長、役員および監査役の選出。
- 6) 細則制定および改正の承認。
- 7) その他。

第12条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長 副会長2名 事務局長 その他の役員若干名

役員は役員会を構成し、会の運営にあたる。

会長は本会を代表し、会務を統括する。総会・役員会は会長がこれを招集する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその1名が会長の職務を代行する。役員の任期は2年とする。

第13条（事務局）

役員会のもとに事務局をおく。事務局は本会の事務全般および経理処理を担当する。

第14条（顧問）

役員会は顧問を委嘱できる。顧問は会長から会務について諮問を受ける。顧問は会費を支払わず、総会における議決権をもたないが、その他については会員に準ずる。

第 15 条 (細則)

役員会は本会の運営に必要な各種細則を制定および改正する。ただし細則の制定および改正は次の総会において承認されるまでは暫定とする。

第 16 条 (監査役)

本会に監査役をおく。監査役は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

監査役の任期は 2 年とする。

第 17 条 (支部)

本会に関西および北海道支部をおく。各支部は支部長を選任する。支部長は役員となる。支部長が出席する役員会を拡大役員会とする。

第 4 章 その他

第 18 条 (会の経費・会計年度)

本会の経費は会費、寄付その他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 19 条 (解散)

本会を解散するには全会員の半数以上の承認を必要とする。

第 20 条 (規約改正)

本規約の改正は総会の議決による。

1982 年 1 月制定
1995 年 1 月改定
1999 年 1 月改定
2004 年 4 月改定
2005 年 1 月改定